

非常用発電機部品交換及び分解整備

電気係長



業務隊長	管理科長	営繕班長	営繕主任	工事企画	管財	施設管理
件名	非常用発電機部品交換及び分解整備					
図面表紙				作成年月日	令和7年8月4日	
縮尺	図示		図面番号	1/6		
所属	川内駐屯地業務隊					

仕 様 書

- 1 役務件名 非常用発電機部品交換及び分解整備
- 2 役務場所 鹿児島県薩摩川内市冷水町539-2
陸上自衛隊川内駐屯地
- 3 役務概要 川内駐屯地の非常用発電機の部品交換及び分解整備を実施する。

4 機種及び台数

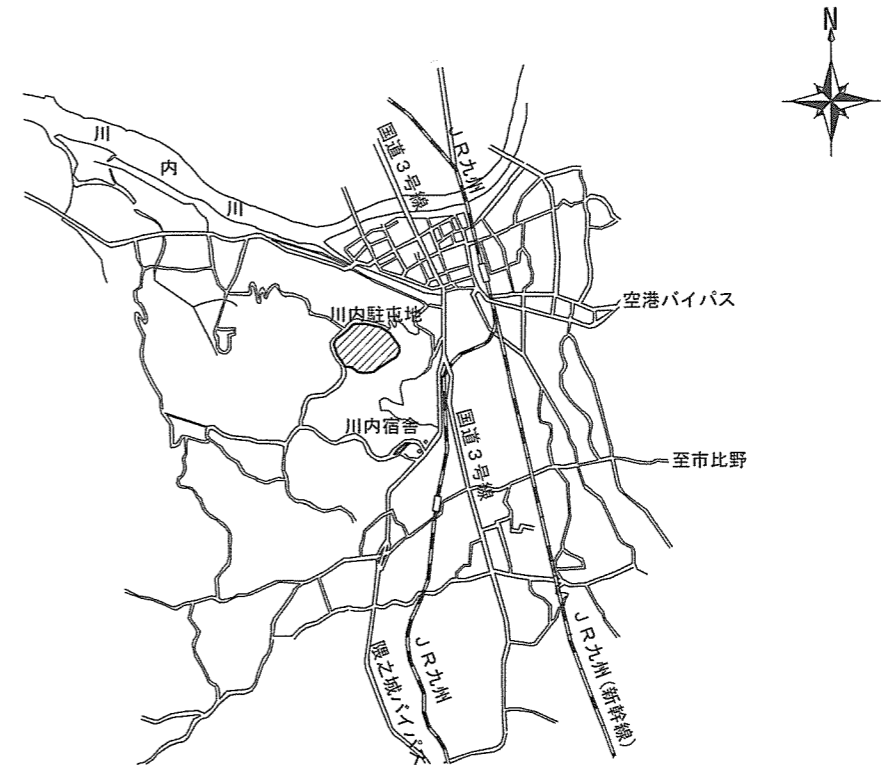
製造会社	規格	製造年	台数
ヤンマーエネルギーシステム㈱	製造者型式：AP115C-6R 製造番号：8UA-0144	2018年5月	1台

5 一般共通事項

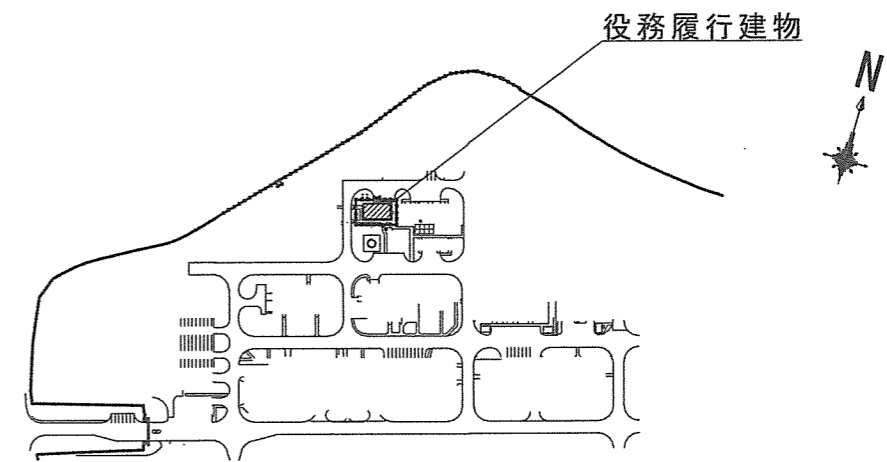
- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊川内駐屯地で実施する「非常用発電機部品交換及び分解整備」に適用する。
- (2) 本役務は、本仕様書によるほか、関係規則に基づき実施し、細部は製造所の指定による。
- (3) 請負者は役務の施工にあたり、作業前・作業中・作業後及び係官の指示する箇所を撮影し、アルバムに整理して1部提出するものとする。
- (4) 請負者は既存施設に損害を与えないように十分注意して作業するものとする。万一損害を与えた場合には速やかに報告し、官側の指示に従い請負者の負担において現状復旧を行うものとする。
- (5) 作業中の安全管理には十分留意し、万一事故が発生しても、官側は一切責任を負わないものとする。
- (6) 本仕様書及び作業に際し疑義を生じた場合は、係官と協議した後、実施するものとする。
- (7) 請負者は施工にあたり、官側から電気、水等の供給は受けられないものとする。

6 特記事項

- (1) 本役務はメーカーの点検仕様に基づき実施する。また、点検の種別はF点検を実施するものとする(点検整備表参照)。
- (2) 保守点検の結果については、点検結果報告書に整理して係官へ提出する。
- (3) 保守点検整備時に異常箇所を確認した場合、異常の原因を確認し、軽易なものについては、請負者にて整備を実施する。そうでない場合は係官と協議し見積書を作成のうえ、点検結果報告書に記載し係官へ提出する。
- (4) 本役務の実施に必要な消耗品等は請負者の負担とする。
- (5) 発電機分解整備については、仮設電源を設けること。
- (6) 総合点検時については、模擬負荷運転で実施するものとする。
- (7) 点検者は家用発電設備専用技術者資格を有するものとする。

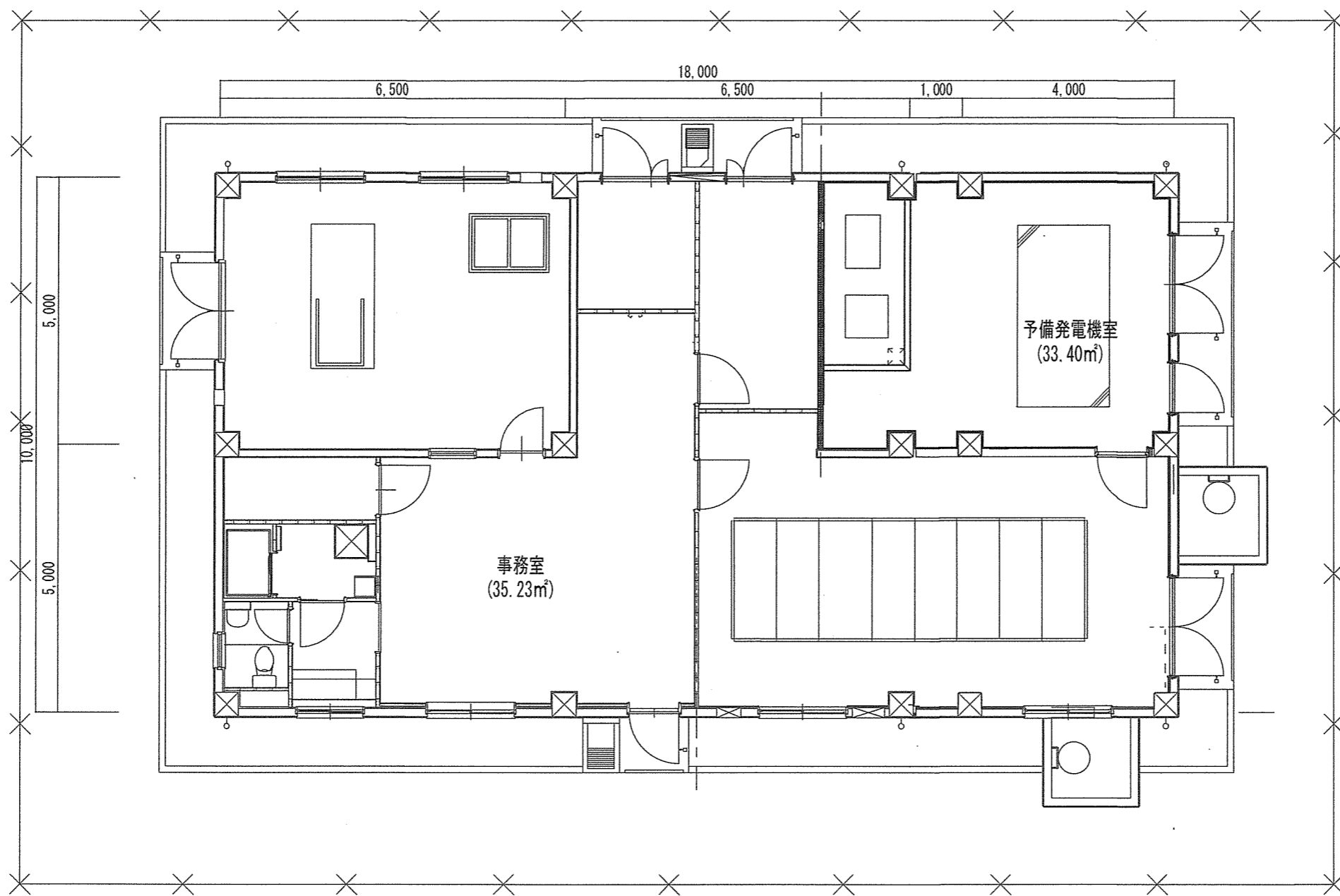


案内図 (1:25,000)



配置図 (1:5000)

件名	非常用発電機部品交換及び分解整備		
図面	仕様書、案内図、配置図	作成年月日	令和7年8月4日
縮尺	図示	図面番号	2/6
所属	川内駐屯地業務隊		



件名	非常用発電機部品交換及び分解整備		
図面	機器配置図	作成年月日	令和7年8月4日
縮尺	図示	図面番号	3/6
所属	川内駐屯地業務隊		